

告 示

埼玉県告示第五百六十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年六月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 要措置区域

- 別図のとおり（埼玉県坂戸市大字横沼字北登戸五百六十一番一の一部、五百六十一番二の一部、五百六十二番一の一部、五百六十二番三の一部、五百六十三番一の一部、五百六十四 番一の一部、五百八十六番十の一部及び五百八十七番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
- 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 講ずべき指示措置
- 地下水の水質の測定

別図

